

川崎市内部統制の推進に関する要綱

〔 令和 2 年 4 月 1 日
31川総人第1475号 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、内部統制を全庁横断的に推進するため、体制等の基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 事務の効率的かつ効果的な執行、事務に関する法令などの遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性の確保を目的とし、これを阻害するリスクを一定水準以下に抑えるため、事務に組み込まれ、全ての職員によって遂行されるプロセス
- (2) 局 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に規定する局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局(学校その他の教育機関のうち教育委員会が所管するものを含む。)、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局及び議会局
- (3) 課 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第1条に掲げる課及びこれに相当する組織その他各局において次条に規定する課内部統制員が、その役割を担うに当たり適当と認められる単位の組織

(課内部統制員)

第3条 事務のミス及び不適正な処理(以下「事務ミス等」という。)の防止は、各課において責任を持って取り組むことが基本であることから、これに向けた職員の意識向上や、各課における事務のチェック(確認、検査、審査等をいう。以下同じ。)の仕組みを強化するなどの対策を講じるとともに、事務ミス等が起きた場合の原因の究明、再発防止策の

検討及び実施等の対応を図るため、各課に課内部統制員を置く。

2 課内部統制員は各課の長をもって充てる。

(局内部統制員)

第4条 各局の取組のとりまとめ、調整、進捗管理等を行うため、各局に局内部統制員を置く。

2 局内部統制員は各局庶務担当課長をもって充てる。

(事務制度所管課等の役割)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第1項の規定等に基づき定めた川崎市内部統制基本方針において内部統制の対象とすることとした事務の制度所管課(以下「事務制度所管課」という。)は、それぞれの所管する事務の特性及び事務ミス等の傾向を踏まえ、内部統制ほか事務ミス等防止に向けた研修などを継続して実施するものとする。

2 事務制度所管課及び川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第3条の4、第14条第1項及び別表第2の2の規定により審査出納員が設置された課は、事務のチェックを行う中で発見した事務ミス等のうち、次条第1項のリスクチェックリストにより注意を喚起し、なお生じたものについて、総務企画局コンプライアンス推進室に報告するものとする。

(総務企画局コンプライアンス推進室の役割)

第6条 総務企画局コンプライアンス推進室は、本市の財政的損失の発生や信用失墜の防止の観点から、事務の分類ごとに、事務に潜むリスクを見える化及び一覧化したリスクチェックリストを活用し、毎年度、事務の執行又はチェックの際に特に注意しなければならない点の庁内周知及び認識共有を行い、事務ミス等の防止に向けた職員の意識向上を図るものとする。

2 総務企画局コンプライアンス推進室は、前条第2項の事務制度所管課等からの報告に基づき、当該事務ミス等を起こした課の再発防止策などのとりまとめを行うものとする。

(川崎市内部統制委員会)

第7条 市長を委員長、副市長を副委員長、各局長等を委員とする川崎市内部統制委員会（以下本条において「委員会」という。）を毎年度開催し、第5条第1項の事務制度所管課による内部統制及び前条第2項のとりまとめの結果に基づき、内部統制の有効性等について審議を行う。

2 委員長である市長は、毎年度、前項の審議の結果により全庁における内部統制を評価し、これに基づき内部統制評価報告書を作成した上で、その公表等を行う。

3 その他委員会の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

（留意事項）

第8条 内部統制の推進に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（1）リスクの度合い等を踏まえた対策の優先順位を考慮しながら、着手可能なものから取組を実施し、その結果を踏まえ、順次取組の見直しを図ること。

（2）費用対効果や、働き方・仕事の進め方改革の視点を十分に踏まえること。

（3）内部統制の取組同士の重複を避けること。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。